

第7章 その他

1. 建築協定

建築協定は建築基準法にもとづく制度で、地域の皆さん全員の合意により、建物の敷地、構造、用途、かき・さくなどについてのルールを定め、これを守りながら良好な住環境を保全・創出するための協定です。

本市では、「しき・ふじみニューリバータウン（大字水子地内）」及び「きずなテラスつるせ台128分譲住宅地（鶴瀬西2丁目地内）」において、協定が結ばれています。

2. 緑地協定

緑地協定は都市緑地法にもとづく制度で、地域の皆さん全員の合意により、協定区域、樹木の種類や植栽場など緑化についてのルールを定め、生垣や植栽による緑化を推進し、緑豊かな生活環境を創出するための協定です。

本市では、サンライズタウン縄文の丘（渡戸1丁目地内）において、協定が結ばれています。



緑地協定の例（渡戸1丁目地内）

3. 都市の景観

都市の景観の保全・創出がまちの品格を高め、うるおいと安らぎあるまちづくりのための重要な要素となっています。

現在本市では、埼玉県景観条例にもとづき、市全域が景観計画区域として指定されており、高さ15m又は建築面積が1,000㎡を超える建築物などを建築する際には届出が必要となり、外観の色彩やデザインなどについて助言指導を行っています。



景観形成基準適用例（ふじみ野駅西口）